



監 査 結 果 報 告 書

宝 監 第 8 9 号

令和3年(2021年)12月22日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男

同 小 川 克 弘

同 梶 川 みさお

令和3年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

公 益 財 団 法 人	宝 塚 市 文 化 財 団
宝 塚 山 本 ガ ー デ ン ・ ク リ エ イ テ ィ ブ 株 式 会 社	
特 定 非 営 利 活 動 法 人	コ ス モ ス
特 定 非 営 利 活 動 法 人	兵 庫 虹 の 会
社 会 福 祉 法 人	希 望 の 家

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

公益財団法人 宝塚市文化財団

第1 監査等の種類

出資団体監査、公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査

第2 監査等の対象

主に令和2年度における公益財団法人 宝塚市文化財団（以下「財団」という。）に対する市の出資金、公の施設の指定管理及び財政援助に係る出納その他の事務の執行

- | | | |
|---|----------------------------|---------------|
| 1 | 基本財産の額 | 401,491,090 円 |
| | 市の出資額 | 401,491,090 円 |
| | 出資比率 | 100% |
| 2 | 宝塚市立文化施設及び宝塚市立宝塚文化創造館指定管理料 | |
| | | 218,004,000 円 |
| | 内訳：ソリオホール及びベガ・ホール分 | 192,245,000円 |
| | 宝塚文化創造館指定管理料分 | 25,759,000円 |
| 3 | 芸術文化公演再開緊急支援事業補助金 | |
| | | 3,162,632円 |

第3 監査等の期間

事務局監査 令和3年10月 1日から令和3年11月29日まで
本 監 査 令和3年11月29日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、財団が設立目的に沿って運営されているかどうか、経営成績及び財務状況は良好かどうか、経理処理は適切かどうか、公の施設の指定管理料について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、交付した補助金が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

財団は、設立目的に沿って運営され、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 経営状況について

財団の経営状況について確認したところ、下表のとおりでした。

表1 (単位 円)				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当期経常増減額	△ 5,632,645	△ 7,695,877	△ 7,835,005	△ 709,254
一般正味財産期末残高	90,950,682	81,957,805	73,546,300	72,755,046

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、表1のとおり平成29年度が563万円、平成30年度が769万円、令和元年度が783万円、令和2年度が70万円のマイナスとなっています。令和2年度はコロナ禍で事業収益が大きく減少した一方、事業中止に伴う経常費用の削減、雇用調整助成金等により、令和元年度までと比べ赤字額が減少していますが、赤字経営が常態化している状況です。また、ここから経常外増減額を加味した一般正味財産期末残高についても毎年度減少してきており、令和2年度末時点で7,275万円となっています。

表2 (単位 円)				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
流動資産 (A)	41,816,747	41,737,922	34,353,128	35,439,261
流動負債 (B)	44,556,738	54,126,688	50,532,869	52,711,459
流動比率 (A/B)	93.9%	77.1%	68.0%	67.2%

令和2年度の流動比率（短期的な財政の健全性を示す指標であり、100%未満であれば一般的に注意が必要とされる。）についても、表2のとおり67.2%となっており、厳しい経営状況にあると考えます。

また、各施設の稼働率についても減少傾向となっています。コロナ禍によって影響を受けたことは間違いありませんが、「近年新設された他市文化施設との競合など、コロナ禍以外にも減少要因がある。」旨の説明を受けました。経営改善において、費用削減のみでは限界があるため、収益性の向上についても考えていく必要があります。加

えて、条例で定める利用料金と財団の利用料金表に不整合と認められる記載があったため、所管課においては条例と利用料金表とが合致するよう指導するとともに、集客のための戦略立案など、財団の更なる収入確保の検討に努めてください。

人件費等固定費の上昇、施設の稼働率低下、指定管理対象施設の老朽化など、財団経営に係る問題は山積しています。この状況が続けば市の出資金にも影響を及ぼすこととなるため、所管課においては財団が今後とも安定的に経営できるよう助言、指導等を行ってください。

2 指定管理料について

「宝塚市指定管理者制度運用方針」では、「施設の使用に伴い発生する修繕費等については、指定管理者に負担を求める場合の『小破修繕』の定義、金額及び範囲（面積、期間等）等を例示し、協定においてあらかじめ規定する」こととされていますが、財団との協定内容を確認したところ、金額による明確な負担区分が示されていませんでした。施設修繕に係る責任分担について所管課に確認したところ、「協定において日常的な補修・修繕工事及び備品の修繕（通常の維持管理又は原状回復に要するもの）や利用者サービスの向上、施設管理の利便性向上等のための工事は指定管理者が、社会的、政策的に施設整備が求められる工事、構造耐久上主要な部分の工事及び備品の修繕（資産価値を高め又は耐久性を増すもの）や施設の維持管理を左右することとなる大規模な工事は市が自己の費用と責任において実施すると規定している。」旨の説明を受けました。平成30年度から令和2年度における施設修繕の実施状況を確認すると、例えば指定管理者がLED化工事（平成30年度に計403万円、令和元年度に計227万円）を実施している一方、市が軽微な修繕を行っているものが見受けられるなど施設修繕の負担区分が曖昧となっている実態がありました。施設の適切な維持管理を行うに当たっては、金額による基準等を協定に示すなど市と指定管理者の責任分担を明確にしてください。

また、LED化工事については、財団から「電力使用量削減を図るための投資として実施した。」旨の説明を受けましたが、施設修繕に係る責任分担についての所管課からの説明に基づくとは本来は市の責任分担において実施するものではないかと考えます。さらに、LED化工事費が指定管理料の積算に含まれているのか所管課に確認したところ「各年度における科目ごとの積算は行っているものの、実際は科目ごとに積算した内容に関係なく事前に設定した債務負担行為の限度額内で指定管理料を決定している。」旨の説明を受けました。指定管理料の積算内訳をみると、収入において指定管理

者の自己財源からの充当を前提とすることで収支均衡を図っており、これでは実質的に財団の資産を減少させる一因となっています。

指定管理料の積算に当たっては、協定による責任分担に基づき、必要経費ごとに施設管理運営経費を精査するとともに、施設管理運営の在り方や指定管理者に求める業務の範囲、成果の水準などを総合的に勘案して適切な金額の積算をしてください。

第 7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(2) 指定管理料 令和 2 年度 218,004,000 円

2 指定管理施設の概要

(1) 宝塚市立文化施設ベガ・ホール

- ア 所在地 清荒神 1 丁目 2 番 18 号
- イ 敷地面積 2,258.97 m²
- ウ 建物 延べ面積 1,902.46 m²
構造 鉄筋コンクリート造地上 3 階地下 1 階建て
- エ 駐車場 敷地内 10 台
敷地外 13 台 (清荒神 1 丁目 253 番地 (借地))

(2) 宝塚市立文化施設ソリオホール

- ア 所在地 栄町 2 丁目 1 番 1 号
- イ 建物 ソリオ 1 (区分所有建物) の 3 階部分
延べ面積 約 2,247.67 m²
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

(3) 宝塚市立宝塚文化創造館 (宝塚音楽学校旧校舎)

- ア 所在地 武庫川町 6 番 12 号
- イ 敷地面積 約 2,043.96 m²
- ウ 建物 延べ面積 1,281.69 m²
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建
- エ 駐車場 29 台 (敷地内)

3 施設設置の目的

(1) 宝塚市立文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）

市民の芸術及び文化の向上に寄与するため。

(2) 宝塚市立宝塚文化創造館

宝塚歌劇が生み出した文化を礎とする舞台芸術を中心とした新たな文化活動の振興並びに新たな魅力づくりによる集客及び交流を図るため。

4 指定管理者が行う業務

(1) 宝塚市立文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）

ア 以下の事業を遂行する業務

(ア) 芸術及び文化活動のため、施設をその利用に供すること。

(イ) 芸術及び文化の振興に関すること。

(ウ) 芸術及び文化活動の育成に関すること。

(エ) 芸術及び文化に関する情報の収集及び提供に関すること。

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業。

イ 利用許可に関する業務

ウ 利用料金の徴収に関する業務

エ 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

オ アからエまでに掲げるもののほか、文化施設の管理に関し市長が必要であると認める業務

(2) 宝塚市立宝塚文化創造館

ア 以下の事業を遂行する業務

(ア) 舞台芸術を中心とした文化活動の公演の開催に関すること。

(イ) 舞台芸術を中心とした文化活動に関する講演会、研修会等の開催に関すること。

(ウ) 舞台芸術を中心とした文化活動のため、施設をその利用に供すること。

(エ) 舞台芸術を中心とした文化活動に携わる人材の育成に関すること。

(オ) 宝塚歌劇が生み出した文化及び宝塚音楽学校の歴史に関する情報の提供に関すること。

(カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業。

イ 利用許可に関する業務

ウ 利用料金の徴収に関する業務

エ 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

オ アからエまでに掲げるもののほか、文化創造館の管理に関し市長が必要であると

第8 財団の概要

1 名称等

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 名 称 | 公益財団法人 宝塚市文化財団 |
| (2) 主たる事業所 | 宝塚市栄町2丁目1番1号 ソリオ1・3F |
| (3) 設 立 年 月 日 | 平成6年4月1日 |

2 主な事業内容

- (1) 芸術文化鑑賞事業等の開催
- (2) 地域の芸術文化活動の育成及び援助
- (3) 地域の文化に関する情報の収集及び提供
- (4) 芸術文化施設の管理運営
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

3 組 織

財団は、理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事8人、監事2人及び事務局職員28人（常務理事1名兼市出向再任用職員1名を含む。）をもって構成されています。

（令和3年3月31日現在）

4 経営状況

平成29年度から令和2年度までの比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、次のとおりです。

比較正味財産増減計算書

(注) 本項の表は、財団の正味財産増減計算書を転載しています。

(単位 円)

年 度		H29	H30	R1	R2	
		決算額	決算額	決算額	決算額	対前年増減
経常増減の部	科 目					
	基本財産運用益	2,121,174	2,121,174	2,121,174	1,836,912	△ 284,262
	特定資産運用益	182,442	180,144	178,953	126,224	△ 52,729
	事業収益	95,156,229	87,949,335	90,034,254	48,000,960	△ 42,033,294
	受取補助金等	941,682	1,075,000	1,443,363	20,283,673	18,840,310
	受託収入	195,875,927	198,183,718	196,356,911	198,491,254	2,134,343
	受取寄付金	187,000	242,446	697,116	616,926	△ 80,190
	雑収益	1,797,368	1,820,077	1,744,941	1,316,937	△ 428,004
	経常収益計 ①	296,261,822	291,571,894	292,576,712	270,672,886	△ 21,903,826
	事業費	298,137,197	295,559,460	297,279,906	268,985,028	△ 28,294,878
	管理費	3,757,270	3,708,311	3,131,811	2,397,112	△ 734,699
	経常費用計 ②	301,894,467	299,267,771	300,411,717	271,382,140	△ 29,029,577
	当期経常増減額 ①-②=③	△ 5,632,645	△ 7,695,877	△ 7,835,005	△ 709,254	7,125,751
経常外増減の部	経常外収益	0	0	0	0	0
	経常外費用	2	0	51,900	0	△ 51,900
	当期経常外増減額 ④	△ 2	0	△ 51,900	0	51,900
	税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,632,647	△ 7,695,877	△ 7,886,905	△ 709,254	7,177,651
	法人税、住民税及び事業税	1,332,300	1,297,000	524,600	82,000	△ 442,600
	当期一般正味財産増減額	△ 6,964,947	△ 8,992,877	△ 8,411,505	△ 791,254	7,620,251
	一般正味財産期首残高	97,915,629	90,950,682	81,957,805	73,546,300	△ 8,411,505
	一般正味財産期末残高	90,950,682	81,957,805	73,546,300	72,755,046	△ 791,254
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
	指定正味財産期首残高	414,406,099	414,406,099	414,406,099	414,406,099	0
	指定正味財産期末残高	414,406,099	414,406,099	414,406,099	414,406,099	0
正味財産期末残高		505,356,781	496,363,904	487,952,399	487,161,145	△ 791,254

比較貸借対照表

(注) 本項の表は、財団の貸借対照表を転載しています。

(単位 円)

現 在		平成 2 9 年度末	平成 3 0 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	
		決算額	決算額	決算額 (A)	決算額 (B)	対前年度比較
科 目						
		決算額	決算額	決算額 (A)	決算額 (B)	(B - A)
資産の部	現 金 預 金	36,557,807	36,706,563	25,539,796	27,679,853	2,140,057
	未 収 金	1,907,611	1,650,856	5,431,208	4,391,707	△ 1,039,501
	たな卸資産	606,320	520,000	445,120	387,920	△ 57,200
	仕 掛 金	33,803	33,004	26,726	7,273	△ 19,453
	前 渡 金	0	39,832	0	0	0
	前 払 費 用	2,711,206	2,787,667	2,910,278	2,903,758	△ 6,520
	立 替 金	0	0	0	68,750	68,750
	流 動 資 産 合 計	41,816,747	41,737,922	34,353,128	35,439,261	1,086,133
	固定資産の部	定 期 預 金	1,740,090	1,740,090	1,740,090	0
		国 債	99,539,000	99,539,000	99,539,000	0
		北 海 道 債	199,067,000	199,067,000	199,067,000	0
		兵 庫 県 債	101,145,000	101,145,000	101,145,000	0
		基本財産合計	401,491,090	401,491,090	401,491,090	0
		鉄斎賞準備金	12,810,860	12,748,941	12,827,016	78,016
		芸術文化基金	11,423,825	11,907,583	12,402,416	928,364
		文化事業準備金	80,973,300	80,973,300	75,973,300	0
		特定資産合計	105,207,985	105,629,824	101,202,732	1,006,380
		建物附属設備	379,620	286,380	193,140	△ 93,240
		什 器 備 品	1,238,526	1,289,738	1,162,051	△ 525,456
		リース資産	3,028,097	1,828,586	4,813,367	△ 814,733
		長期前払費用	0	198,810	570,420	△ 163,392
		そ の 他 固 定 資 産 合 計	4,646,243	3,603,514	6,738,978	△ 1,596,821
	固 定 資 産 合 計	511,345,318	510,724,428	509,432,800	508,842,359	△ 590,441
	合 計 ①	553,162,065	552,462,350	543,785,928	544,281,620	495,692
負債の部	未 払 金	13,824,994	19,429,320	16,053,925	21,147,078	5,093,153
	未払消費税	2,009,800	2,288,300	2,657,900	4,886,700	2,228,800
	前 受 金	19,360,095	21,762,595	23,245,100	18,557,480	△ 4,687,620
	預 り 金	1,741,753	1,860,969	1,134,979	880,198	△ 254,781
	未払法人税等	1,332,300	1,297,000	524,600	82,000	△ 442,600
	賞与引当金	6,287,796	7,488,504	6,916,365	7,158,003	241,638
	流 動 負 債 合 計	44,556,738	54,126,688	50,532,869	52,711,459	2,178,590
	リース債務	3,248,546	1,971,758	5,300,660	4,409,016	△ 891,644
	固定負債	3,248,546	1,971,758	5,300,660	4,409,016	△ 891,644
	合 計 ②	47,805,284	56,098,446	55,833,529	57,120,475	1,286,946
正味財産の部	指定正味財産合計 ③	414,406,099	414,406,099	414,406,099	414,406,099	0
	(うち基本財産への充当額)	401,491,090	401,491,090	401,491,090	401,491,090	0
	(うち特定資産への充当額)	12,915,009	12,915,009	12,915,009	12,915,009	0
	一般正味財産 ④	90,950,682	81,957,805	73,546,300	72,755,046	△ 791,254
	(うち特定資産への充当額)	89,612,976	496,363,904	487,952,399	487,161,145	△ 791,254
	正味財産合計③+④=⑤	505,356,781	496,363,904	487,952,399	487,161,145	△ 791,254
負債及び正味財産合計 ②+⑤		553,162,065	552,462,350	543,785,928	544,281,620	495,692

宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社

第1 監査等の種類

出資団体監査、公の施設の指定管理者監査

第2 監査等の対象

主に令和2年度における宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社（以下「会社」という。）に対する市の出資金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

1 資本金の額 50,000,000 円

市の出資額 25,500,000 円

出資比率 51.0%

2 宝塚市立宝塚園芸振興センター（以下「園芸振興センター」という。）指定
管理料 13,658,000 円

第3 監査等の期間

事務局監査 令和3年10月 1日から令和3年11月29日まで

本 監 査 令和3年11月29日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、会社が設立目的に沿って運営されているかどうか、経営成績及び財務状況は良好かどうか、経理処理は適切かどうか、公の施設の指定管理料について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

会社は、設立目的に沿って運営され、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

第 6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第 7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(2) 指定管理料 令和 2 年度 13,658,000 円

2 指定管理施設の概要

(1) 所在地 宝塚市山本東 2 丁目 2 番 1 号

(2) 建物 本体棟 木造一部 R C 造 2 階建 1,733 m²
(ただし、長尾サービスセンター及び共同利用施設山本会館に係る部分 758 m²を除く)

アトリウム棟 鉄骨造平屋建 205 m²

倉庫 1 R C 造一部木造平屋建 12 m²

倉庫 2 R C 造平屋建 113 m²

(3) 屋外施設 駐車場 1 2,369 m²

駐車場 2 2,537 m²

モデル展示場 320 m²

(4) 開館年月日 平成 12 年 4 月 15 日

3 施設設置の目的

宝塚市の地場産業である植木・花き産業の振興及び活性化を図るため。

4 指定管理者が行う業務

(1) 以下の事業を遂行する業務

ア 植木・花き産業の振興に関すること。

イ 植木・花きの情報の収集及び分析に関すること。

ウ 植木・花きに係る研究、開発及び研修に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。

(2) 利用許可に関する業務

(3) 利用料金の徴収に関する業務

- (4) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、園芸振興センターの管理に関し市長が必要があると認める業務

第 8 会社の概要

1 名称等

- (1) 名 称 宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
- (2) 主たる事務所 兵庫県宝塚市山本東二丁目 2 番 1 号
- (3) 設 立 年 月 日 平成 1 1 年 1 1 月 1 1 日

2 目 的

会社は、次の事業を営むことを目的としています。

- (1) 植木・花き産業に関する調査研究、宣伝及び広告業務
- (2) 植木・花きに関するデザイン情報等の収集分析及び提供業務
- (3) 植木・花き、その他園芸用品の展示及び販売
- (4) 不動産の売買、賃貸、管理、あっせん及び仲介
- (5) 店舗、倉庫、植木振興施設、公園、駐車場、駐輪場の管理
- (6) 衣料品、日用雑貨、飲食料品の販売業務
- (7) 収入印紙、郵便切手、はがきの売りさばき及び公衆電話受託業務
- (8) 広告代理業務及び貨物運送取扱業務
- (9) たばこ、酒類、清涼飲料水及び古物の販売
- (10) 喫茶店の経営
- (11) ビデオ、コンパクト・ディスク、本のレンタル及び販売
- (12) 店舗のクレジットカードによる売上代金の決済代行業務
- (13) 損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務
- (14) 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の主催業務
- (15) 前各号に附帯する一切の業務

3 組 織

会社は、代表取締役 1 人、取締役 11 人、監査役 2 人、社員 5 人、スタッフ 36 人で構成されています。

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

4 経営状況

第19期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）から第22期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）までの比較損益計算書及び比較貸借対照表は、次のとおりです。

比較損益計算書

(単位 円)

			第19期	第20期	第21期	第22期	対前期増減
			H29.4.1～ H30.3.31	H30.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ R2.3.31	R2.4.1～ R3.3.31	
			決算額	決算額	決算額 (A)	決算額 (B)	
経常損益の部	営業損益の部	売上高	211,572,984	199,852,930	191,440,153	198,826,819	7,386,666
		売上高	211,572,984	199,852,930	191,440,153	198,826,819	7,386,666
		売上原価	103,176,995	94,997,916	90,822,804	98,326,868	7,504,064
		期首棚卸高	7,887,745	9,533,189	9,145,092	10,063,200	918,108
		仕入高	104,822,439	94,609,819	91,740,912	96,450,110	4,709,198
		期末棚卸高	9,533,189	9,145,092	10,063,200	8,186,442	△ 1,876,758
	営業外損益の部	売上総利益	108,395,989	104,855,014	100,617,349	100,499,951	△ 117,398
		販売費及び一般管理費	107,099,922	104,940,638	106,304,093	102,404,226	△ 3,899,867
		営業利益	1,296,067	△ 85,624	△ 5,686,744	△ 1,904,275	3,782,469
		営業外収益	1,362,476	480,378	3,274,589	3,556,528	281,939
		受取利息	621,305	214,574	625,283	243,696	△ 381,587
		雑収入	741,171	265,804	2,649,306	3,312,832	663,526
		営業外費用	612,875	61,674	139,561	58,083	△ 81,478
		雑損失	612,875	61,674	139,561	58,083	△ 81,478
		営業外利益	749,601	418,704	3,135,028	3,498,445	363,417
		経常利益	2,045,668	333,080	△ 2,551,716	1,594,170	4,145,886
特別損益の部	特別利益	0	11,384	4,189	0	△ 4,189	
	貸倒引当金戻入益	0	11,384	4,189	0	△ 4,189	
	特別損失	0	523,130	641,464	652,800	11,336	
	固定資産除却損	0	1	10	0	△ 10	
	消費税差額又は消費税差損	0	523,129	641,454	652,800	11,346	
税引前当期利益			2,045,668	△ 178,666	△ 3,188,991	941,370	4,130,361
法人税、住民税及び事業税			629,548	243,858	306,758	248,319	△ 58,439
当期純利益			1,416,120	△ 422,524	△ 3,495,749	693,051	4,188,800

比較貸借対照表

(単位 円)

		第19期 H30.3.31現在	第20期 H31.3.31現在	第21期 R2.3.31現在	第22期 R3.3.31現在	対前期増減
科目		決算額	決算額	決算額 (A)	決算額 (B)	C (B-A)
資産の部	流動資産	135,001,258	130,893,322	120,295,507	126,950,530	6,655,023
	現金	3,101,701	2,413,454	1,599,294	1,953,081	353,787
	普通預金	35,943,330	34,187,282	23,937,947	28,949,326	5,011,379
	定期預金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	80,000,000	0
	売掛金	5,184,928	4,336,681	3,653,709	7,088,734	3,435,025
	たな卸商品	9,533,189	9,145,092	10,063,200	8,186,442	△ 1,876,758
	貯蔵品	68,464	100,211	83,138	102,574	19,436
	前払費用	100,127	26,438	0	0	0
	未収入金	1,008,720	726,597	998,332	745,967	△ 252,365
	立替金	2,085	1,869	0	0	0
	未収還付法人税等	114,400	0	0	0	0
	貸倒引当金	△ 55,686	△ 44,302	△ 40,113	△ 75,594	△ 35,481
	固定資産	5,006,234	5,319,952	8,997,937	7,779,300	△ 1,218,637
	有形固定資産	2,864,156	3,203,642	6,881,627	5,662,990	△ 1,218,637
	建物	1,128,572	1,128,572	1,128,572	1,128,572	0
	構築物	3,764,000	3,764,000	3,764,000	4,964,000	1,200,000
	車両運搬具	901,185	932,592	932,592	932,592	0
	工具、器具及び備品	10,341,819	10,451,601	16,311,601	16,311,601	0
	建物附属設備	3,753,334	3,753,334	3,753,334	3,753,334	0
	リース資産	864,000	864,000	864,000	864,000	0
	減価償却累計額	△ 17,888,754	△ 17,690,457	△ 19,872,472	△ 22,291,109	△ 2,418,637
	投資その他の資産	2,142,078	2,116,310	2,116,310	2,116,310	0
	出資金	1,200	1,200	1,200	1,200	0
	保証金	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	0
	長期前払費用	26,438	0	0	0	0
	リサイクル預託金	14,440	15,110	15,110	15,110	0
	資産の部合計	140,007,492	136,213,274	129,293,444	134,729,830	5,436,386
負債の部	流動負債	35,067,389	32,051,215	28,782,654	33,681,509	4,898,855
	買掛金	9,817,390	7,237,691	6,639,242	10,223,553	3,584,311
	未払金	4,614,549	4,775,972	2,797,881	4,306,686	1,508,805
	未払費用	3,147,958	2,905,460	2,830,450	3,099,284	268,834
	未払法人税等	102,100	119,500	211,000	211,000	0
	未払消費税等	1,621,200	1,442,500	1,124,800	3,076,500	1,951,700
	前受金	11,518,145	11,238,964	12,246,374	9,441,340	△ 2,805,034
	預り金	1,346,950	1,328,878	307,609	302,731	△ 4,878
	賞与引当金	2,201,550	1,983,000	2,105,250	2,121,150	15,900
	売上割戻引当金	697,547	1,019,250	520,048	899,265	379,217
	固定負債	5,779,520	5,424,000	5,268,480	5,112,960	△ 155,520
	預り保証金	5,300,000	5,100,000	5,100,000	5,100,000	0
	長期末払金	479,520	324,000	168,480	12,960	△ 155,520
	負債の部合計	40,846,909	37,475,215	34,051,134	38,794,469	4,743,335
純資産の部	株主資本					
	資本金	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	0
	利益剰余金	49,160,583	48,738,059	45,242,310	45,935,361	693,051
	繰越利益剰余金	49,160,583	48,738,059	45,242,310	45,935,361	693,051
	(うち当期純利益)	(1,416,120)	(△ 422,524)	(△ 3,495,749)	(693,051)	(4,188,800)
純資産の部合計		99,160,583	98,738,059	95,242,310	95,935,361	693,051
負債・純資産の部		140,007,492	136,213,274	129,293,444	134,729,830	5,436,386

特定非営利活動法人 コスモス
特定非営利活動法人 兵庫虹の会
社会福祉法人 希望の家

第1 監査等の種類

財政援助団体監査

第2 監査等の対象

主に令和2年度における特定非営利活動法人コスモス（以下「コスモス」という。）、特定非営利活動法人兵庫虹の会（以下「兵庫虹の会」という。）及び社会福祉法人希望の家（以下「希望の家」という。）に対する市の補助金に係る出納その他の事務の執行

〔地域活動支援センター補助金〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターを設置し、障害者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部を補助するものです。

コスモス

（地域活動支援センター ふらっと） 5,939,000円

兵庫虹の会

（地域活動支援センター あおぞら） 10,611,000円

希望の家

（地域活動支援センター ひなた（陽）） 11,057,000円

〔障害者小規模通所援護事業補助金〕

在宅の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を通わせ、日常生活訓練、軽作業等を継続して行う小規模通所援護事業所を設置し、障害者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部を補助するものです。

兵庫虹の会（小規模作業所 虹の家）

9,313,000円

〔希望の家補助金〕

希望の家が設置・運営する旧・身体障害者授産施設「希望の家ワークセンター」の改築費用のうち、希望の家が独立行政法人福祉医療機構から借り入

れた借入金償還金額分を補助するものです。

希望の家（「希望の家ワークセンター」改築費償還補助金）

3,041,452円

第3 監査等の期間

事務局監査 令和3年10月 1日から令和3年11月29日まで

本 監 査 令和3年11月29日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

《各団体共通事項》

1 地域活動支援センター等事業補助金の特例措置について

本市では、地域活動支援センター及び小規模通所援護事業所（以下「センター及び事業所」という。）を設置し、障害者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部の補助を行っています。

補助金の算定に当たっては、事業費に利用人数を加味して算出しますが、コロナ禍において緊急事態宣言が発令されたことに伴い、令和2年4月13日付け障^{がい}碍福祉課長通知「緊急事態宣言に伴う令和2年度地域活動支援センター・小規模通所援護事業補助事業に関する特例について」が各センター及び事業所の代表者に向けて発出されました。令和2年度の特例内容としては、「特例適用期間中の居宅訪問や電話等で利用者の健康管理や相談支援など、可能な範囲で支援の提供を行った場合（以下「電話連絡等」という。）、利用日とすることを可能」とする一方で、「電話連絡等の具体的内容は、例えば利用者の健康状態の確認や自宅で問題が生じていないかどうかの確認などの支援を想定しており、必ず相談記録を残すこと。単なる事務連絡については利用日とみなさない。」旨が示されています。

しかしながら、当該通知の内容では、支援と認められる電話連絡等の方法や記録方法についての明確な基準が示されていないことから、結果的に各センター及び事業所において取扱方法は様々であり、支援の実施方法や記録内容についてもばらつきが生じ、単なる事務連絡とも取れる記録内容も散見されました。

令和3年度以降は特例内容の改正が行われ、体調確認のみの電話連絡は日数算定ができないものとしていますが、事業者に対しては、コロナ禍においても真に利用者へのできる限りの支援になるような電話連絡等を実施してもらうとともに、その記録については、より具体的な内容となるよう指導を行ってください。

また、特例適用期間については「当面の間」としており、その終期は示されていません。特例適用期間については終期を設定し、本運用はあくまで特例であることを明確にするべきであると考えますので、終期設定の在り方についても検討を行ってください。

《コスモス》

1 地域活動支援センター補助金について

所管課は、特定非営利活動法人コスモスに対して、令和３年７月１２日に地域活動支援センター補助金に係る実地調査を実施した結果、改善要望事項（文書）として補助金の一部返還を求めました。補助金返還を求める理由として、同事業者が運営する「地域活動支援センターふらっと」（２階建て住宅）の２階の１室を使用して「指定特定相談支援事業所ぐるり」を令和元年１１月１日から新たに運営していたにもかかわらず、住宅全体の電気代、火災保険料を「地域活動支援センターふらっと」の補助対象経費として全額計上していたことから、令和元年１１月分から令和３年３月分までの経費を面積按分した上で、対象外となる「指定特定相談支援事業所ぐるり」に係る経費の返還を求める内容となっています。また、車両についても２つの事業所で併用していることから、自動車保険料、車検代、自動車税、燃料費を各事業所で使用した走行距離から算出した利用率で按分した上で対象外経費の返還を求めるものです。

しかしながら、地域活動支援センター補助金に係る実績報告書等を確認したところ、前述と同様の理由により補助金返還の対象とするべき令和元年１１月分から令和２年３月分までの家賃について、補助金返還の対象から漏れたまま処理されていることが判明しました。

加えて、補助金の算出に当たっては、電気代、火災保険料、自動車保険料、車検代、自動車税、燃料費の実績額の按分した額を「補助金実績調書（様式８）」の計算式に当てはめて、補助対象経費に施設利用延人員のうち市内在住者利用延人員の割合を乗じて求めた額を補助金所要額とすべきであったところ、按分対象経費の実績額全額を按分した額をそのまま減額するように計算し、結果として事業者に過大に返還させていたことが判明しました。

このように再三にわたる補助金の算出誤りによる返還処理は、事業者の活動にも支障を及ぼすとともに適正な補助金執行の観点からも市民の信頼を損ないかねません。今後はこのような誤りを起こさないよう、実績報告書の確認及び実地調査に当たっては慎重かつ確実に実施するとともに、担当者が代わった場合においてもノウハウの継承や事務の効率化につながるよう、これらの事務の実施に係るマニュアル作成等により適正な補助金執行に取り組んでください。

また、事業者が利用形態を変更した場合には、事業者から文書による報告書を提出させるとともに、所管課においても変更内容を記録、保管するよう努めてください。

第7 各団体の概要

1 コスモス

(1) 目的

この法人は、障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活支援を行う施設の運営や事業を行うとともに、精神障害者を抱える家族に対して必要な相談業務を行い、精神保健福祉の啓発に努めることによって地域社会における福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 事業

- ア 関係法規に基づく障害福祉サービス事業
- イ 関係法規に基づく地域生活支援事業
- ウ 小規模作業所の運営
- エ 精神障害者を抱える家族の相談・助言
- オ 精神保健福祉啓発事業
- カ 精神障害者の家族交流事業

(3) 組織

理事長1人、副理事長1人、理事4人、監事1人及び指導員等19人で構成されています。

(令和3年 3月31日現在)

2 兵庫虹の会

(1) 目的

この法人は、地域で生活する知的・精神・身体障がい者の生きがいと就労の場及び仲間作りの場として、小規模作業所を運営すると共に、知的・精神・身体障がい者のニーズに対応して、その地域生活を支援する自立支援事業並びに知的・精神・身体保健福祉に関する啓発事業等を実施することにより、誰もが安心して、いきいきと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 事業

- ア 知的・精神・身体障がい者小規模作業所の運営事業
- イ 知的・精神・身体障がい者小規模作業所の自立支援事業
- ウ 知的・精神・身体障がい者小規模作業所の啓発事業
- エ 障害福祉サービス事業
- オ 地域活動支援センター事業

カ 地域生活支援事業

(3) 組織

理事長 1 人、副理事長 2 人、理事 4 人、監事 2 人、会計 1 人、支援員等 15 人で構成されています。

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

3 希望の家

(1) 目的及び事業

ア 社会福祉事業

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っています。

(ア) 第 1 種社会福祉事業

a 障害者支援施設の経営

(イ) 第 2 種社会福祉事業

a 障害福祉サービス事業の経営

b 相談支援事業の経営

c 障害児通所支援事業の経営

イ 公益を目的とする事業

この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行っています。

(ア) 希望の家歯科診療所の設置経営

(イ) 希望の家グリーンホームクリニックの設置経営

ウ 収益を目的とする事業

この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行っています。

(ア) 希望の家宝くじ販売所の設置運営

(2) 組織

理事長 1 人、理事 5 人、監事 2 人、指導員等 178 人（嘱託、臨時職員等を含む）で構成されています。

(令和 3 年 3 月 31 日現在)